

春日井市一般住宅管理要綱

(趣旨)

第1条 市は、春日井市コミュニティ住宅条例（平成7年春日井市条例第28号。以下「条例」という。）に定めるコミュニティ住宅に条例第4条第1項に規定する入居することができる者が入居しないこととなった場合において、コミュニティ住宅の住戸の一部及び駐車場についてその用途を廃止し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項の規定に基づき普通財産として貸付けを行うものとし、その手続等については、春日井市財産管理規則（昭和40年春日井市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象住宅及び対象駐車場)

第2条 この要綱の規定により貸し付けるコミュニティ住宅の住戸（以下「一般住宅」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	住戸
町田第1コミュニティ住宅	101号室、102号室、201号室、301号室
町田第2コミュニティ住宅	102号室、202号室
勝川第2コミュニティ住宅	101号室、105号室、202号室、204号室、205号室、303号室、401号室、402号室
松新第1コミュニティ住宅	104号室、105号室、106号室、201号室、204号室、205号室、207号室、303号室、305号室
柏井第2コミュニティ住宅	101号室、102号室、201号室、202号室、302号室
柏井第3コミュニティ住宅	202号室
柏井第4コミュニティ住宅	401号室

2 この要綱の規定により貸し付けるコミュニティ住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	台数
町田第1コミュニティ住宅駐車場	5台
町田第2コミュニティ住宅駐車場	12台
勝川第2コミュニティ住宅駐車場	16台

松新第1コミュニティ住宅駐車場	27台
柏井第2コミュニティ住宅駐車場	8台
柏井第3コミュニティ住宅駐車場	15台
柏井第4コミュニティ住宅駐車場	8台

(貸付け及び転貸)

第3条 市は、春日井市財産管理規則第13条第1項ただし書の規定により、一般住宅及び駐車場を転貸することを目的として一般住宅の一体管理を適切に行える者に貸し付けることができるものとする。

2 市は、この条の規定により貸付けを受けた者に対し、第5条の賃貸借契約を更新することにより、一般住宅及び駐車場を再度貸し付けることができるものとする。

(貸付期間)

第4条 前条の規定による一般住宅及び駐車場の貸付期間は、5年以内とする。

2 市及び賃借人が前条の更新を合意により行った場合、一般住宅及び駐車場の更新後の貸付期間は5年以内とする。

(契約)

第5条 市は、一般住宅及び駐車場の貸付けを決定したときは、第3条の規定により貸付けを受けた者（次条及び第8条において「賃借人」という。）と賃貸借契約書（別記様式）により賃貸借契約を締結するものとする。

(貸付料)

第6条 一般住宅及び駐車場の貸付料は、築年数、構造、周辺環境等が同等な賃貸住宅の家賃を参考として算定した額から管理に要する額を減じた額とする。

2 前項の算定は、賃貸借の契約期間ごとに見直すものとする。ただし、賃貸借期間中において、やむを得ない理由により、貸付料を改定する必要があるときは、市と賃借人が協議をしてその額を定めるものとする。

(共同施設等の使用)

第7条 一般住宅の入居者は、当該一般住宅に存するコミュニティ住宅の通路、エレベーター等共用部分を使用することができるものとする。

(用途変更)

第8条 賃借人は、一般住宅及び駐車場の住宅及び駐車場以外の用途に使用してはならない。

(財産の管理)

第9条 一般住宅及び駐車場の管理に関する事務を行う者は、まちづくり推進部住宅政策課長とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、一般住宅及び駐車場の貸付けについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市一般住宅管理要綱の規定中一般住宅及び駐車場の貸付け及び賃貸借契約の更新の準備に係る手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。